



日本国スポーツ庁とウルグアイ東方共和国スポーツ庁の間の

スポーツに関する覚書

日本国スポーツ庁とウルグアイ東方共和国大統領府スポーツ庁（以下個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という）。

体育とスポーツ分野の相互関係を促進するとともに、スポーツ団体間の協力関係や相互理解の強化を目指し、両国の友好関係に基づいて、以下の事項を確認する：

項目 1：両当事者は、両国の法律に従い、体育やスポーツにおける技術協力の発展、促進、強化に関心を持って協働する。

項目 2：両当事者は、体育、スポーツ、応用科学の分野における各機関のコーチ、熟練者、専門家を含む代表団の交流を促進する。

項目 3：両当事者は、体育やスポーツに関する情報、文書、学習教材や方法論的資料の交換を促進する。

項目 4：両当事者は、体育とスポーツについて両国で行われるセミナー、講義、科学的会合に教員や専門家の参加を促進する。

項目 5：両当事者は、次のような活動の発展をとおして、各国のスポーツレベルを高めるために協力する：

仮訳

- スポーツマネジメント;
- 施設およびスポーツ機材;
- コーチや専門家の教育と自己研鑽
- スポーツ科学と医学;
- アンチ・ドーピング;
- 青少年選手の保護;
- 女性とスポーツ;
- スポーツ・フォー・オール; そして
- 両当事者間で決定されるその他の活動。

それぞれのケースごとの財政および参加条件は、両当事者間で具体的に決定され、両当事者の利用可能な予算に依存する。

項目 6 : この協力覚書（以下「本覚書」という。）に基づく協力は、署名日より開始され、3年間継続する。本覚書の協力期間は、満期の90日前までに、いずれかの当事者が他方に対して、本覚書協力にかかる終了の意向を通知しない限り、自動的に3年間延長される。

項目 7 : 本覚書の実施により生じた各紛争は、両当事者によって友好的に解決される。

2018年10月10日にアルゼンチン共和国ブエノスアイレスに所在のウルグアイ大使館にて、英語による本覚書2通署名した。

日本国スポーツ庁のために

ウルグアイ東方共和国スポーツ庁のために

.....
文部科学省スポーツ庁長官
鈴木 大地

.....
スポーツ庁長官
フェルナンド・カセレス